

カテゴリー	質問	回答
❖ 事業全体に関するご質問		
■ 事業内容関連		
事業全体	観光名所にするが観覧料は取らない、常に人が見れる状態、なども活用になると思うが直接的に金銭を得ないものも対象になるのか。	直接的に金銭を得ないものも対象になる可能性があります。インバウンド入込客数の増加につながるコンテンツが望ましいです。
事業全体	本事業で造成するコンテンツの販売の対象者はインバウンド顧客に限るものか。それとも国内旅行者も対象となるのか。	本事業で造成されるコンテンツは、インバウンド顧客を対象とすることを想定しています。ただし、過程において国内旅行者をターゲットにすることを却下するものではありません。
事業全体	事業期間はいつまでか。	採択通知日から 令和8年2月28日 までとなります。この期間内に、コンテンツ造成等を実施してください。その上で、 令和8年3月13日 までに実績報告書を含む、すべての精算書類の提出を済ませるようお願いいたします。
事業全体	プロモーションに係る経費の上限はあるのか。	プロモーションに係る経費の上限設定はございませんが、事業全体で適切な支出なのかは確認をさせていただき、修正を指示させていただく場合がございます。
事業全体	対象物の修繕、整備は対象となるか。	修繕整備がメインの事業ですと、コンテンツ造成というソフト面での取組支援を主眼とする本事業の趣旨に合致しません。コンテンツ造成のための修繕・整備であり、その他要件を満たす事業となっていれば対象となる可能性があります。 応募要領7ページ 4(2) 「補助の対象となる事業」をご確認ください。また 応募要領10ページ に「7 補助事業の対象範囲」を記載しております。申請の際は、区分のいずれに該当するのかを様式にご明記ください。
事業全体	応募要領7ページ の4(2)4の環境整備のうち、1項目のみ対応の見込みがしばらくはないが、例に出ている全ての環境が年度中の整備済み・計画がなければ対象にならないか。	基本的には全項目において、整備済み・年度中の計画があるものを対象としています。未対応項目が年度中にできない理由、また整備できる時期等をご記載ください。
■ 伴走支援関連		
事業全体	伴走支援の内容について教えてください。	まず、交付申請書の提出にあたっては、必要に応じてコーチングを行い、公募の際に作成した交付要望書等を元に、文化庁・専門家が指摘する項目を付け加えていただきます。交付決定後については、 ・伴走支援による事業サポート ・効果的・効率的な事業の実施に資する情報提供支援及び助言・指導・プロデュース等が可能な人材の紹介 ・セミナー・情報交換会の実施 等を行います。
事業全体	伴走支援に係る費用は一切事業者には負担がないのか。	ご負担はございません。
事業全体	助言・指導してくれる人材について、事業者からリクエストが可能か。（不明点、問題点を理解して○○分野の人材を紹介してほしい、等）	専門家（コーチ）の人選については事務局に一任していただきます。歴史考証などを依頼する人材に関しては、事業者が選任していただくことは可能ですが、その場合は文化庁による伴走支援の専門家（コーチ）とは異なり、費用は事業者の総事業費に含めてください。

❖ 応募に関するご質問		
■ 補助事業の対象範囲関連		
応募	補助の対象となる事業の「国指定等文化財」とはどの文化財が対象になるのか。	<p>詳細については応募要領8ページの「国指定等文化財(世界遺産、日本遺産含む)とは」をご確認ください。</p> <p>【国指定等文化財（世界文化遺産、日本遺産含む）】 世界遺産／日本遺産／国宝（建造物）／国宝（美術工芸品）／重要文化財（建造物）／重要文化財（美術工芸品）／重要無形文化財／重要有形民俗文化財／重要無形民俗文化財／特別史跡／国指定史跡／特別名勝／国指定名勝／特別天然記念物／国指定天然記念物／重要文化的景観／重要伝統的建造物群保存地区／国登録有形文化財（建造物）／国登録有形文化財（美術工芸品）／国登録無形民俗文化財／国登録有形民俗文化財／登録記念物／記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財／記録作成等の措置を講ずべき無形文化財</p> <p>※「国指定文化財等データベース」ウェブサイト<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index> 等で検索することもできます。</p>
応募	県や市指定の文化財活用は対象外か。	核となる文化財は国指定等文化財（世界文化遺産、日本遺産を含む）である必要があります。
応募	日本遺産を核となる文化財とする場合、国宝や国指定文化財がない場合、採択の不利になるか。	不利にはなりません。
応募	民間事業者も直接申し込めるか。	民間事業者も直接お申し込みできます。
応募	従前から開催している祭りの中での新規取組は対象になるか。	国指定の文化財を核として取り組みいただけるようであれば可能です。

■ 応募関連		
応募	文化財活用は1か所のみで実施されるべきか。市内・県内にある複数のユニークベニューを活用するプランも想定されるか。	1か所に限らず、複数の文化財で実施しても問題ございません。
応募	同じ事業者が1社で複数の事業を申請することは可能か。1社につき、1応募になるか。	同一の実施主体から事業内容の異なる複数の事業を申請することは可能です。
応募	1つの申請で、2つの企画を行うことは可能か。	1つの申請で、複数のコンテンツ造成を行うことは可能です。
応募	文化財の所在地と事業者・協議会等の所在地は越県してもいいか。	文化財所在地と事業者・協議会等の所在地は越県しても構いません。
応募	他の省庁から出ているインバウンド向けプログラム造成の補助・助成を受ける場合でも、本補助金の申請は可能か。	同一事業について重複して補助金を受給することはできません。
応募	公募してから事業開始までのスケジュールはどうなるのか。	応募要領20ページ のスケジュールをご確認ください。

■ 応募書類の作成関連		
応募	提出応募書類について、応募様式C-2「誓約書」について、C-1と同じく文化財の所有者であれば不要の認識で良いか。	地方公共団体や大学などの機関であればご提出は不要ですが、基本は全事業者様にご用意いただく書類となりますので、ご提出の程お願いいたします。
応募	見積りは応募締切までにすべてを揃えなければならないか。	ご提出時点でお揃いのお見積りをご提出ください。また、その際、今後のお見積もり取得予定等がございましたら、その旨をご記載ください。
応募	応募書類の送信方法は指定があるか。	事務局のメールアドレス宛てに直接ご送付ください。
応募	一度提出した後に、内容を修正し差し替えることは可能か。	提出期間内であれば可能です。差し替えの際は、再度、すべての提出書類をご提出いただく必要があります。なお、提出期間終了後の修正は受け付けられない為、ご注意ください

❖ 費用に関するご質問		
■ 補助率関連		
費用	補助率2/3になるにはどのような要件が必要か。	<p>補助率2/3になる場合は、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められ、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案して特に必要と認められる場合には、補助対象経費の2/3を交付の上限として、予算の範囲内で補助金の額を調整します。</p> <p>具体的な要件は以下の通りです。</p> <p>【1】文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想、又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内で実施</p> <p>【2】財政規模について、定める指数が一定の割合である場合</p> <p>【3】本事業に観光庁に登録された観光地域づくり法人（DMO）が参加</p> <p>【4】当該年度に他の国際観光旅客税事業と連携させた事業である場合</p> <p>【5】文化観光の推進に関する法律の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施している事業</p>

費用	補助対象経費の1/2、条件に応じて最大2/3まで加算とあるが、例えば補助率の加算合計が70%の場合はどのように計算するのか。	合計が70%の場合は、最大2/3の適用となりますので以下の計算式にて算出ください。 【計算式】補助対象額×2÷3＝記載額に対して1,000円未満を切り捨て 例/10,000,000円×2/3＝10,000,000×2÷3＝6,666,667 →1,000円未満切捨 →6,666,000円
■ 補助対象費用関連		
費用	例えば、委託先が3つあり、各々50万円未満なら、見積りは不要か。	応募時点では不要です。50万円未満の場合は、見積書は添付しなくても問題ありません。
費用	広報活動について、具体的にはどのような費用が含まれているのか。販売促進での出張旅費なども含まれるのか。	ウェブサイト・パンフレットの制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用などが含まれます。旅費も対象となります。
費用	既に現在進行中の事業の場合、新たに設備導入やイベントを行った新規の部分のみが対象になるのか。それとも、今後展開する全体に関わる費用も申請できるのか。	従前から開催されているものと同内容のイベントの開催に係る経費は補助対象外となります。これまでにない内容・方法でコンテンツ造成としてご応募いただけることを期待しています。
費用	設備購入費・取り付け費・工事費は補助対象、建物の建築/修繕費は対象外とのことだが、具体的な施策の中で既存の施設の新設(改修というよりは取り付け)の費用は補助対象となるか。	取り付けが、コンテンツの実施に必要な設備の導入と判断できれば補助対象経費となります。詳しくは 応募要領10ページ 「7 補助事業の対象範囲」をご確認ください。
費用	コンテンツの一部として提供する場合は飲食費は計上可能か。 応募要領9ページ 9「その他の補助対象外経費等」の中で「食糧費」は対象外になるが一部認められるケースがあると記載があるが認められる例を教えてください。	食に関するコンテンツの造成事業であり、飲食の提供が事業に不可欠と判断される場合、認められる可能性がございます。
費用	コーチの方のアドバイス後に、収支計画の予算の内訳を変更することはできるか。	ご提出いただく収支計画書はご応募時の収支計画としていただき、事業開始後に予算の内訳の変更は差支えございません。但し、交付決定後の場合は補助総額の変更は認められませんのでご了承ください。
費用	補助対象経費に関して、文化財そのものの修復費も対象経費となるか。	ハード整備については別途、補助金がございます。都道府県文化財担当者に確認ください。
費用	企画・計画段階で民間事業者を巻き込んで進めていくことが想定されますが、その際に発生する費用についても事前・事後を問わず補助金でカバーすることは可能か。	補助対象となる期間は採択通知後の活動が対象となります。採択前の申請時にかかる費用についてはいかなる費用も補助対象外となります。
費用	事業者の給与をもらう社員がコンテンツの造成に係る業務を行った場合も、その労務費を経費として計上できるか。その場合、請求書は出せないが、何を証跡として提出すればよいか。	本事業で実施するコンテンツ造成に係る社員に対する賃金は対象経費外となり、臨時に雇用する方のみ対象となります。賃金に係る証憑方法については、採択後にご連絡します。
費用	造成したコンテンツ等の販売等に係る利益があった場合、支援額（又は補助額）が減額されるとのことだが、自己負担額を超える利益という意味か。	事業期間内に、本事業の対象となったコンテンツの造成・販売等に要した総費用（本事業の対象として申請しなかった経費、本事業の対象外経費等を含む。）に対して、本事業の対象となったコンテンツ等が直接的に生み出した売上（他の取組と併せて実施した場合は当本事業の対象となったコンテンツ等の寄与分に限る。）が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に精算額から減額します。
費用	総事業費の「下限額」は設けられているか。	上限も下限もありません。